

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は東京医科大学皮膚科同窓会（通称：東皮会）（以下、本会という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を会長の勤務先あるいは自宅内におく。

(目的)

第3条 1.本会は会員相互の連絡をとり、親睦をはかり、会員相互の質的向上に努め東京医科大学皮膚科学教室（以下、教室という）の発展並びに、教室との協力体制を維持することを目的とする。

2.本会と教室との関係は、相互に独立かつ対等のものとする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 名簿および連絡網の発行
- ② 懇親会の開催
- ③ 学術講演会の開催
- ④ その他

第2章 会 員

(正会員)

第5条 1.本会の正会員は教室関連機関に併せて2年以上在籍し、理事会で承認され、本会の目的に賛同した者とする。

2.前項以外で、会員の2名以上の推薦があり、理事会に承認され、本会の目的に賛同した者とする。

3.入会を承認された者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(顧問・名誉会員)

第6条 1.前条に該当する者の他、理事会において適当と認められた者は本会の顧問・名誉会員となることができる。

2.顧問には、本会の会長経験者になることができる。

3.名誉会員には、教室医局員を経験せずして教室の教授経験者になることができる。ただしその資格は、大学に常勤し、医局員の教育、研究、診療の指導に当たったものとする。

4.顧問・名誉会員は、本人の希望により辞退することができる。辞退の場合は、正会員として扱われるものとする。

(退会)

- 第7条 1.会員であつて、本会の綱紀を乱し、あるいは本会の品位を汚した者は、理事会の議を経て退会させることができ、会長名でその会員に連絡する。
2. 正当な理由なく会費を3年以上滞納し、かつ催促に応じない者は理事会の議を経て退会したものと見做し、会長名でその会員に連絡する。
3. 会員は文書（退会届）を会長に提出し、任意に退会することができる。
4. 会員の死亡の場合は、自動的に退会とする。

第3章 役員

（役員）

第8条 本会は次の役員をおく。

- | | |
|-------|-------|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 2名 |
| ③ 理事 | 12名以内 |
| ④ 監事 | 2名 |

（会長）

- 第9条 1.会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2.会長は正会員の中から総会において選挙で記名投票とする。その選出は、出席会員（委任状を含む）の2/3以上の賛成を必要とする。

（副会長）

- 第10条 1.副会長は会長を補佐し、会長に不測の事態があるときはその職務を代行し、残任期間の職務を遂行する。また、その残任期間中に臨時総会を開催して、会長選出をすることができる。
- 2.副会長は正会員の中から会長が指名・委嘱する。

（理事）

- 第11条 1.理事は会長を補佐し、会務を分掌する。
- 2.理事は正会員の中から会長が指名・委嘱する。
- 3.理事及び監事は相互に兼ねることが出来ない。

（監事）

- 第12条 1.監事は本会の財産及び会務の状況を監査する。
- 2.監事は正会員の中から会長が指名・委嘱する。
- 3.監事及び理事は相互に兼ねることが出来ない。

（会務）

第13条 本会は総務、経理、学術、福利厚生、その他を置き、それぞれの担当理事がその会務を遂行する。

（役員任期）

第 14 条 1. 役員任期は 2 年とし、再選を妨げない。

2. 任期の第一日は、会長の選出された日とし、その最終日は 2 年後の前日とする。

3. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

4. 増員により就任した役員任期は、現任者の任期とする。

5. 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

第 4 章 会 議

(総会)

第 15 条 1. 定時総会は年 1 回会長が招集し、事業報告および事業計画、決算報告、予算案、役員改選などについて議決する。

2. 定時総会は、毎年 6 月第 3 土曜日とするが、開催不可能な場合は理事会で変更することができる。

3. 会長は必要に応じて、臨時総会を招集することができる。また、正会員の 10 名以上の文書による要請があれば、会長は臨時総会を開催しなければならない。

4. 総会は会員の過半数（委任状を含む）の出席を必要とし、議決はその過半数の同意を必要とする。

5. 総会の議長は、その総会の出席会員の中から会長が指名する。

6. 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主催するが、会員として議決に加わる権利を有しないが、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

7. 総会の議事については、総務担当理事が議事録を作成し、総会開催日より 1 ヶ月以内に会員に伝えなければならない。

(理事会)

第 16 条 1. 理事会は、会長、副会長、理事および監事によって構成されるが、必要に応じて、教室医局長の出席を依頼する。

2. 理事会の議決は、理事会構成員の 2/3 以上の同意を必要とする。なお、監事は理事会に出席し意見を述べることができるが、議決には加わらない。欠席理事はなんらかの文書で委任状を提出する。

3. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 5 章 会 計

(会計)

第 17 条 本会の会計は、会費、寄付金およびその他の収入を以って支弁される。

(会費)

第 18 条 会費は正会員のみとし、その年会費は 6,000 円とする。

(ア) 傘寿（満 80 歳）以上の正会員・顧問・名誉会員の年会費は免除する。

(イ) その他の会員についても事情により、理事会の議を経て会費を免除することができる。

(特別会計)

第 19 条 1.本会の会計には、特別会計を設けることができる。

2.特別の事業に関する出納を特別会計とし、明確に区分する。

(会計年度)

第 19 条本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 慶 弔

(慶事)

第 20 条 1.定時総会開催時までには古稀（満 70 歳）を迎えた会員については、定時総会にて記念品を贈呈する。

2. 贈呈する記念品は、理事会で決定する。

(凶事)

第 21 条 1.弔意の対象は、会員およびその一親等までとする。

2.香典・花環・弔電は理事会で決定する。

第 7 章 雑 則

(会則の変更)

第 22 条 本会の会則は、総会において出席者の 2/3 以上の議決を経なければ変更することが出来ない。

(会則の施行)

第 23 条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議を経て総会において定めるものとする。

附 則 本会則は、総会において可決された当日より、これを施行する。

附 則 本会則（改正）は、平成 21 年 6 月 20 日より施行する。

東京医科大学皮膚科同窓会（通称：東皮会）会則

平成 20 年 6 月 20 日発効

選挙細則

1. 選挙権及び被選挙権は東皮会会員に限る。
2. 立候補する者は、東皮会会員の2名以上の推薦人を必要とする。
尚、立候補者のいない場合は、複数の推薦人が候補者を擁立する事とする。
3. 候補者は東皮会会長へ、期日迄に書面をもって届け出なければならない。
(期日、書式は後日定める事とする)
4. 立候補を受けて会長は理事会を開き、理事会を以って選挙管理委員会とし、その承認の後、
候補者と共に推薦人を東皮会会員に、総会開催日14日前迄に通知しなければならない。
5. 選挙及び開票. 決定または承認は、東皮会総会に於いて行い、投票は記名投票とする。